

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

1. 「犯罪収益移転防止法」の改正について

平成25年4月1日より、改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、「運転免許証」、「登記事項証明書」などによる本人確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業の内容」(法人)、(3)「実質的支配者(注1)の氏名・住所・生年月日」の確認が必要になります。

	個人のお客様		法人のお客様	
	確認事項	確認方法	確認事項	確認方法
従来の確認事項 (平成25年3月31日まで)	<input type="radio"/> 氏名 <input type="radio"/> 住所 <input type="radio"/> 生年月日	<input type="radio"/> 運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	<input type="radio"/> 名称 <input type="radio"/> 本店または主な事務所の所在地	<input type="radio"/> 登記事項証明書、印鑑登録証明書(注2)などの公的書類を提示していただきます。

従来の確認事項に加えて、下記の確認が必要です。

	個人のお客様		法人のお客様	
	確認事項	確認方法	確認事項	確認方法
追加される確認事項 (平成25年4月1日以降)	<input type="radio"/> お取引の目的 <input type="radio"/> ご職業	<input type="radio"/> 申告または当組合所定の書面により確認させていただきます。	<input type="radio"/> お取引の目的 <input type="radio"/> 事業の内容 <input type="radio"/> 実質的支配者の有無・氏名・住所・生年月日(注3)	<input type="radio"/> 「事業の内容」については、登記事項証明書、定款(注4)などを提示していただきます。 <input type="radio"/> それ以外の事項は、申告または当組合所定の書面により確認させていただきます。

注1: (1) 株式会社など「議決権」が25%を超えるすべての方。(「議決権」が50%を超える場合には、その方のみ)

(2) 上記(1)以外の合名/合資会社、公益/一般社団法人、医療法人などでは代表権のある方。

注2: 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、発行日から6か月以内のものが必要となります。

注3: 実質的支配者の方が法人の場合は、その法人の名称および主たる事務所の所在地を確認させていただきます。

注4: 定款は、確認日において有効なものが必要となります。

2. 皆さまへのお願い

(1) 改正「犯罪収益移転防止法」が施行される平成25年4月1日以降、口座を開設されるときやご融資を受けるときは、すでにお取引をいただいているお客さまにおかれましても、今回追加される確認事項の確認が必要となります。

(2) 上記以外にも必要に応じて確認させていただくことがあります。

※何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは、笠岡信用組合の窓口にお問い合わせください。